

自動車リサイクル法 引取業者登録申請の手引き

1 申請に必要な書類

- ① 申請書
「引取業者登録申請書」を記入例に従い作成し、次の書類を添付し提出してください。
- ② 誓約書
申請者が自動車リサイクル法第45条第1項各号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式）
申請書の申請者と同一名で記入ください。
- ③ 住民票の写し又は登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
 - 申請者が個人である場合：住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
 - 申請者が法人である場合：法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
 - 申請者が未成年者である場合：法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合には登記事項証明書）
- ④ 使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類。 次のいずれかの書類
 - 使用済自動車に搭載されているエアコンの構造に関し十分な知見を有する者が確認することを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等）
 - 確認方法を記載した書類
- ⑤ 申請手数料
次の金額の山梨県収入証紙を申請書の裏面に貼り付けてください。

[山梨県収入証紙]

新規登録申請	3,000円
更新登録	3,000円

※ その他

- ・ 自動車リサイクル法に係る複数の申請を同時に行う場合、「住民票の写し又は登記事項証明書」は、片方の申請書に原本を添付し、もう片方の申請書にその写しを添付することとしても構いません。

2 申請受付窓口

- ① 事業所の所在地を管轄する林務環境事務所環境課へ提出してください。（県内に複数の事業所を有する場合は、主たる事業所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。）
- ② 申請書類は、直接受付窓口を持参又は郵送により提出ください。

3 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

使用済自動車を引き取る場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため県への登録後、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

事業者登録は、「事業者情報登録センター」（050-3786-8822）へ行うことになります。

4 登録の更新

引取業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失います。

登録の有効期限の概ね2ヶ月前から更新申請を受け付けますので、上記手続きに従って申請をしてください。

5 変更の届出

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に「引取業変更届出書」を申請受付窓口に提出してください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員の氏名
- ④ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合には、その名称及び住所並びに代表者及び役員の氏名）
- ⑤ 使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

6 廃業等の届出

引取業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者、その日から30日以内に「引取業廃業等届出書」を申請受付窓口に提出してください。

- ① 死亡した場合 …………… その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 …………… その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が解散により破産した場合 …………… その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産以外の理由により …… その清算人
解散した場合
- ⑤ その登録に係る引取業を廃止した場合 …… 引取業者であった個人又は式取り業者であった法人を代表する役員

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4 階 TEL : 0551-23-3090	甲府市 (※)、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 TEL : 0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所	〒402-0054 市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階 TEL : 055-240-4141	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階 TEL : 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※ 甲府市が中核市に移行するにあたり、平成 31 年 4 月 1 日から甲府市内の事業場に関する事務（登録申請、許可申請、変更届出等）は、甲府市が所管することになります。

〈平成 31 年 4 月 1 日以降の甲府市内の事業場に関するお問い合わせ先〉

甲府市環境部廃棄物対策室減量課 電話 055-241-4327

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 1 使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

備考

- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(引取業用)

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事 殿

登録申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律
第45条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

【記入例】

様式第一（第四十六条関係）

登 録 申 請 書

引取業者 ~~登録の更新~~

該当しない方を消す
(又は該当する方に○を付ける)

※登録番号	
※登録年月日	

平成〇〇年〇〇月〇〇日
申請する日を記入

山梨県知事 殿

個人の場合：住民票記載の住所
法人の場合：登記簿記載の本店所在地

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 山梨太郎 **印**
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

該当しない方を消す
(又は該当する方に○を付ける)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
(やまなし たろう) 山梨 太郎	代表取締役
(やまなし じろう) 山梨 次郎	取締役
(こうふ はなこ) 甲府 花子	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地	
名 称	〇〇株式会社 〇〇営業所 営業を行う事業所の名称及び所在地を記載
所 在 地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 △△市××〇〇番地 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

使用済自動車に搭載されているエアコンディナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
いずれかに○をする。

① 使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。

2 使用済自動車に搭載されているエアコンの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。